

家畜と社会 : イギリスの場合とフランスの場合

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4474805>

出版情報 : 経済学研究. 44 (4/6), pp.1-19, 1979-08-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :



家 畜 と 社 会

——イギリスの場合とフランスの場合——

湯 村 武 人

(一)

家畜と社会の関連は、農業や農村の歴史を研究する者、とりわけ、イギリスとフランスの農業発達史の違いを考究する者に、多くの、極めて重要な、かつまた極めて興味深い、問題を提示する。以下は、まだまだ組織的なものとは決して言えないが、かねてフランス近代農業史の研究と取組んでいる私が、折にふれて書き留めておいた覚え書の整理である。

× × ×

最初に取上げねばならぬのは、フランソワ・ケネーの、有名な『小作人（経済学）』（*Fermiers, Econ. polit.*）（島津亮二・菱山泉共訳、ケネー全集、第二巻、有斐閣、昭和27年）であろう。衆知のように、これは有名な『百科全書』（第6巻、1756年）に収録されているものだが、その論説の大半をあげて、馬による耕作と牛による耕作の得失を論じている。主要な個所を転記すると、次の如くである。

「普通、土地は馬を使う小作人《*fermier*》か、牛を使う分益小作人《*métayer*》によって耕される。どうやら馬の使用と牛の使用とは同じように有利であるとは思われていないようである。耕作者自身に尋ねてみれば、それらの優劣が、彼等の地方に支配的な耕作の種類によってきめられていることを発見するであろう。而して、それらを評価し比較するためには、牛馬

双方の利・不利が彼等によく知られることが必要のように思われるが、実際にはこの検証は彼等には無意味である。何故かという、やむなく牛を使って耕作しなければならないという理由そのものが、馬で耕することを許さないからである。

ただ富める小作人だけが土地を耕すために馬を使うことができるのである。馬4頭立の犁を以て耕作を始める小作人は、最初の収穫を得る前に巨額の支出をなさねばならない。即ち小麦を蒔くべき土地を1年間耕し、作付後翌年の8月にならなければ収穫できない。つまりこのようにして約2年もの間その労働と支出との果実を待つのである。彼に必要な馬やその他の家畜の経費を支出し、土地に種子をまくために穀物を提供し、馬に飼料を与え、その上、使用人の給料と食糧とを支払うのである。即ち最初の2年間に、馬4頭立の犁を以て耕しうる1区画を耕作するために前払すべき支出は、みんなで1万乃至1万2千リーヴルと見積られる。それ故、2乃至3台の犁を使うために2万乃至3万リーヴルの支出がいるのである。

このような創設をなしうる小作人がいない地方では、地主は自分の土地から何らかの収益をひき出すために、収穫物の半分をとるという契約で、農夫に牛を使用させて耕作させるより他には何らの方法もないのである。この種の耕作は、分益小作人の側にとっては、ごく僅少なる

経費を要するにすぎない。即ち地主は彼に牛と種子を与え、牛は働いた後牧場へ飼料を喰べにゆくので、分益小作人としての全経費は、耕作用具と最初の収穫時期迄の生活資料用の支出とに帰着する。¹⁾

「牛の労働は馬の労働よりもはるかに遅い。そのうえ牛は、飼料を食うために牧場で多くの時間を費消する。これがためにこそ、4頭の馬によって耕しうる地域で通常12頭の牛、時としては18頭も用いられるのである。……

世間では牛の方が馬よりも力が強く、牛は馬が耕しえないような堅い土地を耕すために必要不可欠なものだと思われている。しかしかかる偏見は経験に一致しないのである。車による運搬において、馬6頭は6千斤から7千斤をひくのに、牛6頭は2千斤から3千斤をひくにすぎないのである。

牛は山地に於ては馬よりねばり強いが、馬よりも弱い力でひくのである。悪い道で車を運搬するには、牛を使う方が馬よりもよくひくように思われている。しかし牛にひかせる積荷が軽いので、車輪が柔い土の中に深くめりこまないだけである。それ故このことから牛は馬よりも牽引力が強いように思われるのである。実際、馬は土質が柔いと、しっかりつっぱることができないのである。²⁾

「しかし、ここに考察すべきもう1つの対象がある、飼料がこれである。……

馬で耕される土地は、三圃式輪作法がとられる。即ち土地の3分の1は小麦がまかれ、他の3分の1は燕麦と冬期後にまかれる穀物とがまかれ、残りの3分の1は休耕地とせられる。牛によって耕される土地は、二圃式輪作法がとら

れる。即ちその2分の1は小麦がまかれ、残り半分は休耕地とされるのである。燕麦やその他の三月穀物〔春蒔穀物〕は殆どまかれない。何故なら牛の飼料には之を必要としないからである。同じアルパンの土地が6年間に小麦を3回収穫し、交互に3年づつ休耕されるのである。それに反して、馬耕によると、同じアルパンの土地が6年間に小麦を2回しか収穫しない。だがその他に三月穀物の収穫を2回あげ、6年間のうち僅か3年しか休耕されないのである。…

しかしながら、3年に1回だけ小麦がまかれる同じ土地は、同じ耕作で2年毎に生産する時よりも多く生産するということも知られている。而してこの余分に生産される収穫は5分の1と見積られる。それ故6年間で3収穫で24生産すると仮定すれば、6年間で2収穫では20生産することになる。だから2収穫は3収穫の生産量よりも6分の1生産量が少いだけである。

この6分の1乃至それ以上の額が馬耕の場合には容易に償われる。……」³⁾

× × ×

『小作人』からの上記のような引用は、些かの補足的な説明も必要としない。その論理は明快であり、それ以上に何かを付け加えねばならぬとは思えない。然し、B・H・スリッヘル・ファン・バート著、速水融訳、『西ヨーロッパ農業発達史』（日本評論社、昭和44年）が、こうしたケネーの主張と密接な関連をもつ指摘を行っているので、関係の個所を参照しておこう。ケネーの場合には、上記の引用文も教えるように、二圃制輪作法と牛耕、三圃制輪作法と馬耕、という考え方も確かにあるが、どちらかと言えば、北部フランスの馬耕とその他のフラ

1) 邦訳『ケネー全集』第二巻, pp. 2—3

2) 前出『ケネー全集』第二巻, pp. 4—5

3) 前出『ケネー全集』第二巻, pp. 10—12

ンス諸地方の牛耕という、謂わば地理学的な対置が主として考察されていた。然し、このオランダの農業史家の場合には、ケネーの考え方の前者、つまり、二圃農法の牛耕から三圃農法の馬耕への発展という、謂わば歴史的な対置に主たる力点をおいた理解になっている。

「三圃農法の採用によってえられるようになった収量の多い春蒔きの穀物、とくにオート麦は、非常に重要なものであった。なぜなら、もしもオート麦を外部から輸入しなければ、二圃農法では、馬を維持することはほとんど不可能であったから。牡牛は少量の食物ですみ、共同放牧地で飼うことができたが、それは馬には十分ではなかった。牡牛も、三圃農法で役畜として利用されたが、農民はその機会あるごとに随意に馬に換えている。かなりのちの時代であるが、例外的にはっきりした事例が、1790年ごろポワトゥで記録されており、そこでは、二圃農法から三圃農法への転換は、牡牛から馬への切換えと一致していた。ピエール・マッセ著『ヴァレンヌとその主人たち』、25頁を参照。」⁴⁾

役畜としての家畜の飼育と社会とのこうした関連に関しては、1756年の著作である前記のケネーのそれよりもほぼ200年も新しい1954年の著作であるだけに、B・H・スリッヘル・ファン・パートのこの著作は、さらにまた、ルフェーヴル・ノエットによる繋駕法発達史の研究や、とりわけドイツの歴史学界において発達した村落史の研究等の、複雑に関連し合う諸部門の研究を集約して、次のように述べることも出来た。その述べるところの全てが何人をも納得させるとは限らないだろうが、兎も角も一応、大筋としては多くの人々を首肯させるだ

ろう。

「居住、耕地形態、農業制度、犁の型、運搬の5要素を考察すると、——居住と耕地形態の相関関係は別として——、以下はそれぞれ密接な関係にあるといえる。

- (1) 固定へら付き犁と、高畝開放耕地
- (2) 二圃農法と、牛を役畜とすること
- (3) 三圃農法と、馬を役畜とすること
- (4) 制規三圃農法（または芝土の施肥によるライ麦耕作）と、開放耕地

はっきりした年代というにはほど遠いが、農業の年代記的發展は、以下のように進んだのであろう。ローマ時代には方形耕地をもつ村落があった。この耕地では二圃農法が行なわれていた。耕作は、牡牛によって引かれる、へらのない《無輪》犁で行なわれていた。6世紀ごろ、すでに雨の多い気候になっていたが、西ヨーロッパの人々は、先史時代の塀をめぐらした耕地（方形耕地型）から、排水をよくする地条耕作に転換した。固定したへらをもつ有輪犁の利用によって、この耕作転換はよりよい結果を生じ、この犁の利用は、土地をはっきりした畝をもつ耕地にすくことを可能にした。いまやはじめて、溪谷地のような沼沢地帯を耕作することが可能になった。8世紀に、人口密度の高い地域の人々は、自由三圃農法に切り換え、このことは、人間の消費のための食料生産を増大させることになった。同じ期間に人口の増大は、他の人々をして、分散した住居をもつ方形耕地の形態（enclosures）における個別的な農業経営に向かわせた。

10世紀には、改良された馬具の導入をみた。そしてこれは、馬を犁耕に使用することを可能にした。三圃農法のおかげで、より多くの馬を維持するに十分な飼料が確保できるようになっ

4) B・H・スリッヘル・ファン・パート著、速水融訳『西ヨーロッパ農業発達史』、p. 75

た。11 世紀から 13 世紀に至る継続的な人口増大が可能であったのは、たぶんこのエネルギー源の増大による。今や一大発展を開始することが必要となり、またそれは、そのときになってはじめて可能となった。ほとんどの地域では、これは人々の組織化されたグループによって達成された。新しい定住は、その上に住居をもつ地条の形態をとった。また水の多い地方では、街村または堤村の形態をとり、林野地帯では林地村落になった。12 及び 13 世紀に、ある地域では、人口の増大は、耕作地の生産量を増大するために、三圃農法の耕作規制をもたらした。さらに、増大した家畜に対する放牧地の不足がはじまった。それで休耕地が、家畜に飼料を与えるために使用されるようになった。⁵⁾

(二)

前節では、馬耕地域としての北部フランスと牛耕地域としてのその他のフランス諸地方とを対置した、フランソワ・ケネーの所説をみた。ピエール・グーベール著、『1600 年から 1730 年にかけてのボーヴェ及びボーヴェジ地方』(PIERRE GOUBERT, Beauvais et le Beauvaisis de 1600 à 1730, Paris, 1960) は、こんどはその北部フランスそれ自体の内部における、馬・牛・羊、とりわけ牛と羊の組み合わせの問題について教えてくれる。その中から幾つかの興味深い部分を抜粋しよう。

然しまず、同じボーヴェジ地方とは云っても、北と南とでは相当に様相が異なり、南部は北部ほどに厳密な穀物単作地帯ではなかったことを、指摘しておかねばならない。南部は、パリとのより緊密な結びつきの下により多様な農

業方式をとっており、人々の眼に緑の地域として映っていた。グーベールは、まずこうした点を、「2つのボーヴェジ地方の景観は異なった相貌を呈していた。緑の南部に向うにつれて、牝牛の数が増えて羊が減る。乾燥して殆んど裸である北部の台地では、より多くの羊とずっとずっと少ない牛⁶⁾」と要約している。

「北部の台地^{ブラトー}地方に牛が欠けていることは驚くに当らない。このことは良く知られている現象に属する。豚と同じく、牛もまた、一般に、稀にしか存在しない雑木林^{フエルクミエ}から排除されている。領主制諸権利の徴収請負人たちだけが、地方的な慣習法や貸付契約書に規定されている条件の範囲内で、彼ら自身の家畜をそこに導き入れる権利を持っている。……ピカルディ地方の台地の到る処で、小さな草地 (des prés) や共有地 (des communaux) の欠除や僅少さが、牝牛とその子供たちを豊富に飼育する一切の可能性を奪った。」⁷⁾

「殆んど全ての北部フランスと同様に、ボーヴェジ地方は、耕耘や牽引のための牛の利用を知らない。ノルマンディ地方とは反対に、この地方は肥育を全く行なわなかった。この点に関しては、あれほど絶対的なボギヨンの貴重な証言が、少し時代は遅れてだが登場できる。その日付は 1716 年である。けれども、如何なる財産目録も、如何なる税率重課への異議申立て記録⁸⁾ も、われわれに草を喰んでいる牛を提示はしない。ボーヴェの肉屋が購入する牛はその全部がノルマンディから運ばれて来た。ラブルール (laboureurs) の資格を示す条件になっ

6) グーベール、前出書、p. 110

7) グーベール、前出書、p. 107

8) 原語は surtaux であるが、これは oppositions en surtaux の略であろう。グーベールは文献紹介の個所で「農民の状態を知るための第一級の史料」と述べている。

5) 前出『西ヨーロッパ農業発達史』pp. 79—80

ている1組の馬は、第2耕圃で飼われた。すなわち、燕麦と、とりわけ《丸い穀物》(ronds grains), つまり叩かれたり叩かれなかったりの豆類(黒えんどうと矢筈えんどうの混合物, からすのえんどう, レンズ豆)とが、麦藁に補なわれて、馬の飼料の最も実質的な部分を構成していた。馬は穀物経済に適応した。穀物経済では、馬の飼料は明確な場所を占めており、人間の食物を窮屈にすることはなかったから。』⁹⁾

「ボーヴェジ地方の北部は、ピカルディ地方の全域と同様に、麦の地方であると同時に羊の地方である。……1759年に、ブランクール村には43頭の牝牛しか、そしてメラングル村には66頭の牝牛しか数えられなかった。この2つの村は、殆んど同じ頭数の、すなわち33頭と54頭の馬をもっていたが、羊は900頭に近い。次の章の末尾に列挙しておいた農民所有の家畜数の事例の中にも、同じような性質の数字を見出せるだろう。多くの裕福なラブルールが馬より少ない数の牝牛しか所有していない。けれども、その大部分が数十頭の羊を飼っている。』¹⁰⁾

「ボーヴェジ地方、ピカルディ地方、その他多くの地方において、牛と羊というこうした2つの大きな家畜種類は、疑いもなく、しばしば分離され、そのそれぞれの放牧場所を区別されていた。そのうえに人々は、18世紀を通じて、牛は羊に嫌悪感を抱いていると考えていた。羊には、刈跡地共同放牧と休閑地とが、而もしばしば彼らだけに。牛には、鎌で刈取られる草地(les prés de coupe)と共有地とが、而も専ら彼らだけに。共有地が沢山あると、かなりに多数の牝牛。共有地が僅かしかないか全くない

と、極めて僅かの牝牛。(したがって)殆んどが穀物の単作に捧げられるピカルディ台地は、羊にしか適合しない。事実、牛たちの重い蹄は、一度は聖レミ祭¹¹⁾に耕やされ、三月末にもう一度耕やして耙でならされる休閑地を、捏ねまわしてしまうだろう。

こうした区別は各地の慣習法に記載されている。アミアンの慣習法の作成者たちが家畜に関する問題を取上げた時、彼らが考えたのは羊である。その209条は、羊どもに共有の沼地の利用を禁じている。200条は、若い、ないしは新しい雑木林の利用を。208条は、四季を通じての刈取り牧草地(prés)の利用を。なぜなら、羊の立入った後では、《もはや草が生えない》から、とウー(Heu)はその注釈書で付け加えている。2世紀後で、ソンジョンの陳情書は、羊の《呼吸と歯》は《一種のペスト》の役割を果たすと宣告している。……

逆に、落穂拾い期の終りと10月の耕起とを分つ数週間を除いて、耕地にはただ1頭の牝牛も連れ出せない。若干の教区では、慣行がそれらの耕地の牛への利用を、年間を通じて禁じている可能性さえある。すべての北部の教区では、牛飼や豚飼にではなく、共同の羊飼だけにしか出会わない。羊飼たちは、数週間にわたって、——この光景は幾度も描かれたが——、ラッパの音で羊群に呼びかけ、羊たちを区域の1区画に草喰みに導いていく。彼らは、1つの村から他の村域へとその場所を移し、ふざけたり時としては、すぐに噛みつく犬や、はぐれた仔羊や、はっきりしない境界、について喧嘩し合う。草地や共有地をもたない教区の牝牛たち

11) Saint Remi 祭とは、533年に死亡したランスの大司教の祭日である10月1日と、772年に死亡したルーアンの司教(755年には大司教)の祭日である1月19日があり、そのどちらかわからない。

9) グーベール、前出書、p. 106

10) グーベール、前出書、p. 105

表 I 図 式 表

農 民 の 型	所有家屋	所有土地	借受けて いる小作 地	所有する家畜（成畜のみ）				兼 業
				馬	牛	豚	羊	
Manouvrier	一 部 分 (0—1)	1 ha (0—4 ha)	極めて零細 (4 ha以下)	0 (0)	1 (0—2)	0 (0—2)	4 (0—12)	機織
Haricotier	1	3 ha (4—8 ha)	頻 繁 約 4 ha	0 ないし 1	2 (1—6)	1 (0—3)	8 (5—80)	農村手工業
Laboureur	1 ないし 2	9 ha (4—18ha)	極めてさま ざま	2 (2—4)	3 (2—8)	2 (0—5)	16 (8—30)	稀。小麦商 人
Gros laboureur- fermier	2 ないし 4	20ha (10—40ha)	40ha まで	4 (2—15)	5 (2—12)	2 (0—6)	35 (10—80)	運送業。小 麦商人。商 人
Fermier-rece- veur	1を貸して いるか 0	稀。あつて も貸してい る	50 ないし 100 ha＋領主権	8 (5—16)	12 (4—30)	5 (2—25)	60 (25— 225)	金貸し。小 麦商人

は、1頭ずつ、2頭ずつ、道路や、生垣や、並木やに沿ってさまようことで満足するほかはない。少くとも 1761 年には、耕地が彼ら牛どもを見ることは決してなかった。』¹²⁾

グーベールはなお、同書 191 頁から 196 頁にかけての 6 頁にもわたって、名前及び居住地を明示した個々の農民毎に、その所有地や小作地、馬・牛・豚・羊の別に飼育家畜の頭数、を明示した「補足表。1680 年頃の農民の状況」表を掲げている。この表をここにそのまま掲げることは出来ないが、少くとも、この表をグーベール自身が集約している「図式表」(tableau schématique) だけは、やはり掲げておく必要がある（表 I）。なお、「この表は平均ではなく頻度の表である」ことが明示されており、「土地及び家畜について（ ）内に示されている数字は、観察された両極端の数字を現わす」という注が付けられている。

(三)

前節の末尾に掲げておいたグーベールの「図式表」は、北部フランスの一面を占めるボーヴ

エジ地方の農村における農民類型を示すものだが、われわれは、そこに表示されている羊の飼育頭数が、イギリスの近世農村史を学んだ際の記憶とは違って、格段に少ないことに気がつく。そしてこのことは、実は、ただ単に近世においてのみならず、既に古代や中世においても認められる、1つの明白な事実であったようである。

むろん、飼育家畜の具体的な頭数を示すこうした数字は、イギリスについてもフランスについても、とりわけ古い時代に関しては、その例が極めて少ない。それは、偶々史料に恵まれた、極めて稀な事例にすぎない。然し、幸いにも、前出の B・H・スリッヘル・ファン・パートの『西ヨーロッパ農業発達史』が、そうした事例の数々を、最近の諸研究の中から丹念に集めているので、そのフランス及びイギリスに関する部分のうち、それぞれに最も古い時代にかかわるものだけを、以下において参照することにしよう。

フランスの事例は、北部フランスのアナッペ（リール市の東方数キロ）、ヴィトリ（ドゥエ市の近傍）、シソワン（リール市の近傍）、ソマン（ドゥエ市の東方）に所在する 4 つの王領

12) グーベール、前出書、pp. 108—109

家 畜 と 社 会

表 II 北フランス所在の4王領地における家畜数(810年頃)

家 畜 種 別		アナッペ	ヴィトリ	シソワン	ソ マ ン	計
馬	牝 馬	51	79	44	約 30	約 204
	若 駒	18	18	7	約 20	約 63
	種 馬	3	4	2	2	11
牛	去 勢 雄 牛	16	20	24	24*	64
	牝 牛	50	30	6	6*	92
	若 い 牝 牛	20	—	—	8	28
	当 歳 牛	38	—	—	3	41
	去勢していない雄牛	3	3	—	1	7
	そ の 他 の 牛	—	10	5	—	15
羊	牝 羊	150	80	150	150	530
	当 歳 羊	200	58	200	200	658
	牡 羊	120	82	8	100	310
その他	豚	360	250	160	250	1,020
	牡 豚	5	—	—	—	5
	山 羊	63	27	41	130	261
	ろ ば	2	2	—	—	4

地におけるカロリング朝時代(810年頃)の家畜統計を掲げるP・グリアーソンの論文¹³⁾である。イギリスの事例は、1086年におけるイングランドの東部諸州(ノーフォーク、サフォーク、エセックス)における農奴保有の家畜頭数を示すH・C・ダービィの論文¹⁴⁾である。

まず、前者の教える上記の4王領地における家畜数は表IIの如くである。但し、P・グリアーソンの原論文(英文)には、牛・馬・羊などの家畜のほか家禽数も掲げられているが、煩雑になるのでその分は省略した。また、この『西ヨーロッパ農業発達史』(原文はオランダ語)の邦訳書(その英訳書からの重訳)には、原論文の牛の欄にある yearlings を「当歳馬」としたり、bulls を「去勢牛」とするなどの間

違いがみられるので、そうした点を原論文に拠って訂正しておいた。但し、表中※印をつけた数字は、原論文にはそれぞれ tantos 及び tantas とあるのみであるが、この「同数」という意味の表示については、それを「シソワンと同じ」という意味に解しているB・H・スリッヘル・ファン・パートの処理にそのまま従っておいた。

次に1086年の東部イングランド(ノーフォーク、サフォーク、エセックス)における農奴数とその飼育家畜の頭数を示すのが次頁の表IIIである。

表IIから導き出されるフランスでの割合が馬の約278、牛の247、羊の1498、すなわち馬：牛：羊=14：12：74であるのに対して、表IIIから導き出されるイギリスのそれは、馬の2,721、牛の9,227、羊の129,971、すなわち馬：牛：羊=2：7：92と、イギリスでは圧倒的に羊の占める割合が大きくなっている。また、牛に対する羊の倍数を示すと、フランスでは1

13) GRIERSON, P., The identity of the unnamed fisci in the "Brevium exempla ad describendas res ecclesiasticas et fiscales", Rev. belge de philologie et d'hist., 18(1939), 437—61(a)

14) H. C. DARBY, The Domesday geography of Eastern England, 1952, pp. 142, 199, 255

表Ⅲ 東部イングランドにおける農奴と家畜数

	ノーフォーク	サフォーク	エセックス	計
農奴	4,683	3,023	4,002	11,707
馬	1,036	768	917	2,721
ロバ	2	2	26	30
ラバ	1	—	1	2
牛	2,107	3,083	3,768	8,958
牝牛	23	9	160	192
子牛	—	—	77	77
豚	8,074	9,843	13,171	31,008
羊	46,354	37,522	46,095	129,971
山羊	3,020	4,343	3,576	10,939

対 6.1 だが、イギリスでは 1 対 14.1 である。

× × ×

むろん、こうした限られた数の事例から導き出される結論を、性急に一般化すべきではない。そんなことは、わざわざことわるまでもないことである。然し、それにも拘わらずこの対比は、イギリス農村の歴史の中で羊の占めてきた役割の大きさを間違いなく示している、と躊躇なしに断定できるだろう。なぜなら、次に掲げるアイリーン・パウアー著、山村延昭訳、『イギリス中世史における羊毛貿易』（未来社、1966 年）からの引用をみても、イギリス農村における羊の優位は誰の眼にも明らかだからである。

「イギリス人は、羊毛市場におけるかれらの準独占的な地位の重要性を、非常に早くから気付いていた。すでに 12 世紀の初期に、ハンティングドンのヘンリィは、イングランドの基本財産の真先に、この地の《もっとも高価な羊毛》をおいている。1297 年に、貴族たちは、イングランドの羊毛の価値が全領土の価値の半ばに達すると、率直にのべている。1341 年には、商人たちは、国王に向かって、羊毛はかれの《貴重な財産》であるといい、それから 12 年後

には、『ステイプル勅令』（Ordinance of the Staple）が、羊毛をもって《わがイングランド王国の至高の財宝》と呼んでいる。……」¹⁵⁾

むろん、こうした状況をもっと具体的に飼育頭数の形で示すことは、イギリスの場合にも容易ではない。然し彼女は、例えば、ウインチェスター司教領の直営地には 1259 年に約 29,000 頭の羊がいたこと、また、14 世紀の初めに、ウインチェスターの聖スウィシン小修道院は 20,000 頭の羊を飼っていたし、さらに 1303 年には、リンカーン伯ヘンリー・レイシィが 13,400 頭の羊を、また、ピーターバラとクロウラの諸修道院は、合せて 16,300 頭の羊を飼っていた、などの具体例を挙げている。而も、当時のイギリスの優れた牧畜地方では、彼女の推測によると、そうした領主直営農場のそれを上廻る頭数の羊が農民たちの間でも飼われていたようである。

「マートンという牧羊部落を有する南ドマーハム村では、198 名の村民が団で 3,780 頭の羊を所有しており、これにたいし、その領主グラストンベリィ僧院の直営地に所属する羊の群は 570 頭であった。ベリックのシャフッペリィ僧院マナアにおいては、僧院は 400 頭の羊の群をもち、その土地保有農民の所有頭数は 484 頭であるが、しかしこの村のウイルトン僧院に属する土地保有農民 24 人を加算すると、村民所有の羊は 890 頭になる。ティスベリーとウェスト・ハッチにおいては、シャフッペリィ僧院の 250 頭にたいし、土地保有農民は 1,333 頭の羊をもち、デイントンとテフォントでは、同じ僧院の有する 378 頭にたいし、土地保有農民は

15) アイリーン・パウアー著、山村延昭訳、『イギリス中世史における羊毛貿易』（未来社、1966）、25—26 頁

1,181 頭を所有し、その他全僧院マナアについて、これと同じことが見出された。』¹⁶⁾

(四)

ところで、家畜、とりわけ羊の飼育は、その人間社会とのかかわり合いにおいて、特別の性格をもっている。これまでにしばしば引用した B・H・スリッヘル・ファン・パート著『西ヨーロッパ農業発達史』が、ここでもまた教える。

「牧畜業は資本集約的であり、労働粗放的である。この点で耕作農業とはっきりした対照をなしている。牧畜業者はいつでも貨幣でものを考え、手持ちの現金をもっていなければならない。家畜飼料とその取引は、費用と販売価格のためにかなりの頭数を必要とし、そのために、強力な企業意識を欠かすことができない。牧畜業地帯では地代は貨幣で支払われ、耕作地帯でさえも、小面積の放牧地の地代は貨幣で支払われたが、他方、耕地の地代は、通例現物で支払われた。』¹⁷⁾

アイリーン・パウアーの前出論文もまた、次のように述べている。

「少くとも農業経済の2つの形態は換金作物の原理に完全に立脚しており、自給自足の体系とは両立することができなかった。すなわちブドウ園経済と牧畜経済とが、それである。ブドウ栽培者（そしてその点についてはオリーブ栽培者も同じことが）や、羊とか牛の飼育者は、どんな程度であれいやすくも生産するという限りにおいては、市場向けに生産しなければなら

ない。というのは、こういう人は自分のブドウ酒や皮革や、あるいは羊毛の一部しか自分では消費することができないから。しかもかれがそれに向けて生産した市場というのが、国際的な市場であった。というのは、どんな地域でもブドウ酒を需要するし、また毛織物生産とか、なめし革生産地域の多くは、羊毛や皮革が生産される場所から遠く離れていたからである。』¹⁸⁾

彼女はまた、次のようにも述べている。

「牧畜社会は、耕作農業の社会とは違った居住様式、違った土地保有様式をもつ社会である。その居住様式は、分散的な部落 (hamlets) と、それぞれ独立の附属農地をもつ孤立農家 (homsteads) である。……その姿は、農業的イングランドの大村落とは、非常に違っている。こうして牧畜社会の居住様式が違っているとすると、同様にしてその農場も違っている。すなわち、その耕地は、その放牧地と較べて小さい。……

牧畜社会は、また、耕夫の社会よりも、定着性の少ない社会であった。季節的移動家畜群 (transhumants)、すなわち地中海沿岸諸国を移動する大規模な牧牛の群は極端な事例であって、その地域特有の気候条件の産物であった。しかしわが島国においてさえも、牧羊夫が丘に夏の小屋をもち、冬には谷に帰ってくる地域があったし、また、そういった年ごとの移住が行なわれない定住地域においてさえも、穀物は地中に根づくものであり、羊はそうではないという事実によって、生活は支配されたのである。……

牧畜社会はまた、より自由な社会であった。ワーズワースが、自由の声とは山やまの声だといったときには、かれは厳密な経済的観察を行

16) アイリーン・パウアー、前出書、39—40頁

17) B. H. スリッヘル・ファン・パート、前出書、160頁

18) アイリーン・パウアー、前出書、11頁

なっていたのである。ここにいう牧羊民の自由は、アルプスやピレネーの山岳牧場においてもっとも著しかった。スイス国はその成果であったし、そのことは、かの注目すべきピレネーの村落についても同様であった。……11, 3世紀においては例外的ともいえる自由を著しく表わすイングランド諸地域の地図をみることにしよう。そうすると、これらの地域が、きわめて広範に主要な牧羊業地域と一致していることが分るのである。北部デイン法施行地域のこれら小ヴァーゲイトと大放牧地とは、自由と行をとともにする。もっとも注目されるのは、牧畜経済では、賦役が貨幣地代と較べて小さな役割しか果たさなかった、ということである。その理由は、2つあった。1つは、牧羊業は農業と較べて小量の労働しか必要としなかった、ということであり、そしてもう一つは、牧羊業は領主ばかりでなく、農民たちにも、現金を保持させるので、そのためかれらは、貨幣で地代を支払うことができた、ということである。……

最後に、牧畜社会はマナア的なものがあるかに少ない社会である。最近のイギリス農業史研究のすべてに通じる傾向は、マナアよりもむしろ、村落や所領の重要性を強調することであった。というのは、両者はともに、そこにはマナアがしばしば存在しなかったという意味において、真の経済的実質であったからだ。しかしマナアの重要性は牧畜地域においてもっとも少ない——というよりも、そのアウト・ラインがもっとも漠然としているといった方がよいかも知れない。この地域では、ときおり、隣り合ったマナアの羊や牛が広大な放牧地に一緒に住んでおり、荒地に入り合いながら、諺にいうように《角突き合せ》た。……

こうして、私がこれまで考察してきた経済の

二様式——すなわち大規模毛織物生産と大規模牧羊業とは、それらの内面的性格において、例外的なものであった。』¹⁹⁾

× × ×

かくしてわれわれは、マルクスの『資本論』が次のように云うのをみる時、なぜそうなるのかという理由の1つを納得することになる。

「資本が独立な主導的な力として農業にはいつて行くことは、一度に一般的に起きるのではなく、しだいに別々の生産部門で起きて行くのである。それがまず第1につかまえるのは、本来の農業ではなくて、牧畜、ことに牧羊のような生産部門である。この牧羊の主要生産物である羊毛は、産業の上昇期に最初は生産価格を超える市場価格の恒常的な超過分を与え、それが後にはじめて平均化されるようになるのである。』²⁰⁾

『資本論』のこの「地代」の章には、他にも、資本主義的生産様式は「最初はずっと牧羊や牧畜で行なわれる」と述べている個所²¹⁾があるし、上記の引用文の末尾にみた「生産価格を超える市場価格の恒常的な超過分」という個所を説明したと思われる次のような指摘もある。

「すでにアダム・スミスも指摘しているように——そしてそれは彼の功績の1つであるが——、畜産では、また一般に、主要生活手段たとえば穀物の生産のためではなしに土地に投下されたすべての資本の平均では、まったく別の価格規定が行なわれる。すなわち、この場合には価格は次のことによって規定されている。たとえば造成牧草地として畜産に利用されるが同

19) アイリーン・パウアー、前出書、12—16頁

20) マルクス『資本論』、岡崎次郎訳、国民文庫本、第8分冊、309頁

21) 『資本論』、同上書、109頁

様にある程度の質の耕地にも転用できるような土地の生産物の価格は、同質の耕地があげるのと同じ地代をあげるだけの高さまで上がらなければならない。ということによって規定されている。つまり、この場合には穀作地の地代が家畜の価格に規定的にはいるのであって、それだからこそ、ラムジが、このようにして地代によって、土地所有の経済的表現によって、つまり土地所有によって、家畜の価格は人為的に高くされるのだ、と言っているのも正しいのである。』²²⁾

そして、ここに言う「アダム・スミスも指摘しているように」云々とは、『諸国民の富』第1篇、第11章、第1節の次の個所を指す。

「そのうえ、耕作が拡大されるために、荒れたままの原野は、屠肉に対する需要を充足しきれなくなってくる。耕作された土地の大部分は、家畜の飼育や肥育のために使用されるにちがいないし、したがってまた家畜の価格も、それを世話するのに必要な労働に対して支払をするにたりるばかりではなく、またこのような土地が耕作に使用されるばあい、地主や農業者がそこからひきだせるはずの地代や利潤をも支払うにたりるものでなければならない。はなはだしく未耕作な荒地で育成された家畜でも、同一市場へもたらされれば、その重量または品質に比例しながら、もっともよく改良された土地で飼育された家畜と同一価格で販売される。こういう荒地の所有者たちは、それによって利潤をあげ、自分たちの土地の地代をその家畜の価格に比例してひきあげるのである。』²³⁾

(五)

前節にみたアイリーン・パウアーやマルクスの見解は、18世紀のイギリス社会、とりわけその農村社会が、ヨーロッパ諸国の中でなぜ最も早い時期に資本家的生産様式の支配的な社会へと移行したか、という理由を説明する、きわめて重大な要因の1つを明らかにするように思える。これに反して、同じ時期のフランスはどうであったか。

アンドレ・J・ブールド著『18世紀のフランスにおける農学と農学者たち』(ANDRE J. BOURDE, *Agronomie et agronomes en France au XVIII^e siècle*, 1967)は、上・中・下の3巻からなる浩瀚な書物であり、表題の教えるように、「18世紀のフランスにおける」、つまり、隣国イギリスがその所謂「農業革命」を達成しつつあったその同じ時期のフランスにおける、「農学と農学者たち」に関する研究書である。同書第Ⅺ章第B節「羊と^{キョルチュール}《栽培》」の第1項のA、「18世紀前半期における飼育の伝統」は、コルベールによる外国の優良品種の輸入、特権的毛織物工場の創設や保護などについて述べたあと、次のように続けている。

「(然し)コルベールの政府によるスペインやイギリスなどの外国種の羊の輸入は、期待された成果をあげなかった。不十分にしか世話して貰えず、彼らに適合しない放牧地に苦しめられて、それらの羊の大部分は、非業の死をとげたり、退化したりした。然し、南部の諸州ではある種の改良が行なわれ、その結果、コルベールによって創設された諸工場に、1682年におけるこの大臣の死亡時までは、存続することを許した。(けれども、)コルベール以後は、羊毛の

22) 『資本論』、同上書、254頁

23) スミス『諸国民の富』、大内・松川共訳、岩波文庫本、第2分冊、16頁

生産と取引が服せしめられていた規則や拘束、及び顧問会議による2法令(1699年1月2日と1737年5月7日)によって導入された諸制限が、《到る処で失望を抱かせた。》これらの諸制限の結果は、羊の飼育に、古い農村経済時代のその伝統的な性格を再び付与した。《農業者たちは、危険が利益を相殺すると考えて、彼らの羊からの羊毛を1つの臨時収入としか見做さず、羊の飼育に2つの目的をしか与えなかった。すなわちその目的の1つは、彼らの羊群を、移動柵バルクを用いてその耕地に施肥することと、堆肥を豊富に手に入れる目的で彼らの糞を家畜舎内で消費することとに、利用すること。もう1つの目的は、これらの同じ家畜を肉屋に売するのに適した年齢になるまでの間肥育することである。大部分の人々は牡羊の選択をなおざりにし、その羊の群の中にどんな種類の羊が交わっていると、《無差別に見とれた。》

かくして、国家的スケールでの羊群の改良と増殖との最初の試みは終った。《人々はそれぞれの州で、いや同じ州の様々な地域でさえ、その記憶が伝説によって依然としてなお保存されていたところの古い制度を、再び取戻した。》そして、羊毛の生産は、何らの改良の配慮なしに因習に委ねられ、耕作者たちの関心をとりわけ惹いたのは、羊群のもつ堆肥の生産者としての効能であった。18世紀初期の農業者たちにとって、羊群はそれ自体として配慮に値するものではなく、ただそれが、《耕作》の必要欠くべからざる支持物である限りにおいてのみ関心を払われるにすぎなかった。事実、肉、乳製品、皮革、ないし羊毛の生産は、羊群の維持を、ただそれだけで正当付けるに充分な程度に利益のあるものとは思わせなかった。大部分の経営において、基本的に重要なものは、耕作であり、

穀物の生産である。したがって羊群は、力(牛)や肥料(牛及び羊)の貯蔵庫でしかない。

肥料の生産者というこうした役割こそは、リジェル(Liger)やショメル(Chomel)が、いやデュアメル・デュ・モンソー(Duhamel du Monceau)さえもが、betes blanches(betes à laine と呼ばれるのはもっと後である)の群に割当てた役割である。』²⁴⁾

同じ(B)節の「フランスの羊に関する一般の考察」と題する項には、さらに、われわれにとって極めて興味深い次のような事実が指摘されている。

「フランスでの羊群の大きさ、換言すれば羊飼を1人従事させるのに足るだけの羊の頭数は、150~600頭である。この頭数以上になると、例えば、時として1,500頭にもなりうるような(但しこうした例は稀)諸共同体の大規模な羊群については、数人の羊飼が必要になる。

さまざまな地域でのこうした羊群の駆りたて、つまり所有地の広さに比例した駆り出せる羊の頭数は、規則によって決っている。例えば、タラスコンでは犁シャリュウ当りに60頭の割で、羊群を放牧地(pâturage)に導くことが認められていた。ブルゴーニュの高等法院の法令は、土地のジュールナル当りに牝羊1頭と仔羊1頭を定めている。パリの高等法院の或る一般規則ではアルバン当りに1頭。然し、地区の状況、放牧地の性質や豊富さの如何に応じて、種々の変更が加えられることがありえたし、そうした変更は下級の裁判所によって調整された。フランスには、大家畜の放牧地から羊群が締め出されている優良牧草地の地方(les pays d'herbages)はさて置いて、(イギリスにおけ

24) アンドレ・J・ブールド、前出書、pp. 796—798

るように) 大家畜と小家畜との相互の頭数に関して守られねばならない比率はない。』²⁵⁾

そして、この引用文中の「大家畜」(gros bétail) という用語につけられた次のような注。

「注。(牛の飼育の衰微を喰い止める目的で) その羊の頭数に比例した一定の頭数の大家畜を飼育せねばならぬというイギリス農業者の義務。フランスでは、逆に、優良牧草地 (les herbages) は、羊の犠牲において専ら有角獣に振り向けられており、《羊に対するわが国人の無関心さは、イギリス人の熱意と熱心が度を過越しているのと同様に大きい。》出典, Carlier, *Traité*, I, p. 196.」²⁶⁾

以って、羊の飼育に寄せるフランス人とイギリス人の態度の違いを知ることが出来よう。

なお、この Carlier なる人物は、牧羊に関するその匿名の論文『ブランシュヴィル氏の覚え書』(*Mémoire de M. de Blancheville*)、——正確なタイトルとしては『羊の良い種類を確立させる方策に関する考察』(*Considérations sur les moyens de l'établir les bonnes espèces de betes à laine*)——に対して、1752年にアミアンのアカデミーから授賞された、クロード・カルリエ司祭 (l'abbé Claude Carlier, 1725—1787) である。また、*Traité* とは同司祭の著書『牧羊提要』(*Traité des betes à laine ou méthodes d'élever et de gouverner les troupeaux aux champs et à la bergerie*, Paris, 1770) の略記である。彼のこの『覚え書』は、やがてアミアンで印刷され、1755年及び1762年にパリで再印刷された。「羊毛の問題に最も多くの論

文を遺している専門家。Journal des Savants 誌や Journal de Physique 誌に多数の論文。その大部分がこの章で利用されている羊に関する多数の概論書。』²⁷⁾と紹介されている。

(六)

尤も、牛、あるいは馬などの特定種類の家畜に牧草地を排他的に割当ててことは、必ずしもフランスに限らず、イギリスにおいてもまた見られた現象であったようである。C・S・オーウィン著、三沢嶽郎訳、『イギリス農業発達史』(日本評論社、昭和33年)は、共同まぐさ地 (the grass commons) に関して、

「或る地方では特定の家畜の種類のために、さまざまな共同まぐさ地を割当ててのが習慣となった。その最も一般的で、いまなお見ることのできる——それを使用する権利は到る所ではほとんど停止されているとはいえ——ものは、牛の共同まぐさ地 (the cow commons) であった。また馬の共同まぐさ地 (horse commons) もあり、そのいくつかは、普通は質的に貧弱なものであったが、鷺鳥のためにとっておかれた。』²⁸⁾

と述べている。

然し、それにも拘わらず、フランスにおける牧草地の取り扱い、イギリスにおけるそれに較べて、やはり格段に厳しかったように思われる。そもそも、牧草地の存在それ自体が、フランスでは、イギリスに較べてずっと限られていた。このことは、アーサー・ヤングの『フランス旅行記』(ARTHUR YOUNG, *Travels in France*. 正確には *Travels during the*

25) アンドレ・J・ブールド、前出書、p. 819

26) アンドレ・J・ブールド、前出書、p. 819

27) アンドレ・J・ブールド、前出書、p. 813

28) C・S・オーウィン、前出書、20—21頁

years 1787, 1788, and 1789.) の第2部第13章「フランスの羊について」の次のような1節によって、十分に納得することが出来る。

「われわれのイギリスにも質の悪い羊毛は沢山あるが、フランス人はもっともっと沢山それをもっている。そして彼らは、この農業経済部門を、あたかも彼らが殆んどすべてのそれ以外の部門をそうしたのと同様に管理したように思われる。ルーシヨン地方はフランスの一部と云うよりも、むしろスペインの一部であり、したがって、そこで良質の羊毛を産み出しているのはスペインの血である。そしてフランドルはオーストリアの1州である。かくして、固有の意味でのフランスは、その誇りうるものとしてベリィ州の羊毛だけしかもっていないし、而もそのことは、この小さな州の小部分においてのみである。王国の残余の部分に関して云えば、その羊の飼育法は、考えうる限りの最も言語道断である。

私のノートによると、冬期に羊は、私の考えによると到る処で飢え死にする、ように思われる。すなわち、薬で養われる。なぜなら、冬期用の、その目的のためにわざわざ栽培した作物によって得られる緑の飼料を用意するというやり方、イギリスの秀れた農業者であれば誰1人として嘗つて取り止めたことのないやり方は、フランスでは、王国の端から端まで、全く知られていない。その結果は、貧弱な羊毛生産量、質の悪い羊毛、そして、本来なら100頭を飼育すべきところに1頭しか飼育されていないという事実である。それ故にまた、あらゆる種類の羊毛の龐大な量の輸入が必要であり、もっと悪いことには、農業の全部門がその被害に苦しむところの、王国の20分の18の地域における羊の不足である。そして、肉はパンよりもずっと

ずっと高価であり、貧乏人はそれを買うことができない。」²⁹⁾

また、時代は少し新しく19世紀半ばの資料だが、1866年の農業調査のアルザス編からの以下のような文章以上に適切に、フランスにおける牧草地の不足を立証するものはないだろう。

「一方でバ・ラン県が耕地100ヘクタール当りに64頭の牛を数え、そしてオー・ラン県が53頭を数えるのに、イギリスでは38頭でしかないということが、最も新しい統計を比較して確認されるとは、少なからず驚かされる。けれども、この優越性は外見だけである。イギリスの牛は全部が乳牛や肉牛から構成されている。アルザスでは、それに反して、家畜の相当な部分、おそらくは1/4が、役畜として飼われている。最後に、イギリスの牛の2頭がアルザスのその3頭分の値打ちがあると評価できる。いやそれ以上のことがある。イギリスは、そうした牛のほかに、耕地及び牧草地の100ヘクタール当りに168頭の羊を飼っているが、バ・ラン県は17頭、オー・ラン県は20頭にすぎないし、さらになおこの羊がイギリスの羊より目方が軽い。海の向うのわが隣国のこうした優越性は何が原因なのか？ その耕作組織にか？ 彼らの能力にか？ 疑いもなく、そこには彼らの技術が相当大きな役割を占めている。然し、彼らがその牧草と多数の家畜を養ったりそれを改良したりする可能性を負うのは、とりわけ、彼らの国の湿潤な気候、彼らの国の土地の性質、彼らの国の濃霧にである。アルザスは同じような条件をもっていないし、他のすべての条件が等しいなら、彼らもイギリス人と全く同じようにやるだろうと主張しても、アルザスの

29) アーサー・ヤング、前出書、p. 430。なお、同書の Henri See による仏訳本では pp. 776—7

農業者たちの能力を臆測しすぎるとは信じられない。」³⁰⁾

さらに、フランスにおける牧草地のあり方を具体的に教えるものとして、グーベールによるボーヴェジ地方の牧草地についての記述をあげておく。それが如何に貴重な存在であったかを、この記述は如実に教えてくれるであろうから。

「専ら羊だけに振向けられていた刈跡地共同放牧 (la vaine pâture) を別にすると、3種の牧草地 (pâturages) が南部ボーヴェジで牛に向けて提供されていた。

川や小川に沿って、個人所有の小牧草地 (des prés) が長々と伸びており、その全部が教区や部落の《草場》(la prairie) を構成していた。それらの小牧草地は、《小溝をつけられ》、灌漑され、堀をめぐらし、モグラ塚を取り払われており、しばしば極めて丁寧な管理をうけている。家畜はそこに、地域によって変るが、明確に定められた期間内だけしか近寄らない。慣習法は、開放と禁止の一般的な日付を決定することを明白に拒否している。それぞれの地片、ないしはそれぞれの地片グループが、《生垣》で囲繞されている。草地の役割は、とりわけ秣を供給することにあり、それらの秣は7月末に収穫され、それぞれが12ないし15ボーヴェ重量リーヴルの束に結束される。7月ないし9月に、家畜はそれらの小牧草地内に《入る》。但しわれわれは、豚と羊は決してそこに立入らないことを知っている。一般に、3月15日に立入禁止が宣告される。この型の牧草地は、高く評価されており、極めて高い値段で売

られる。同じ面積及び同じ品質の場合、少くとも耕地の3倍の値段。……

第2のカテゴリの牧草地は、少くとも前者と同じ位に求められ、その位置によって特徴づけられている。すなわち、家々のグループ、村落ないし部落の近傍に所在する。この種の牧草地は、そのすべてが生垣で囲繞され、しばしばリソゴ樹を植えられており、秀れてプレー地方 (le Bray) の牧草地であり、今日の優良牧草地 (herbages) の先祖である。それは共同体的放牧を完全に免れており、その土地の所有者か小作人かの家畜によってしか、その草を喰まれない。沢山のこの種の牧草地が小農民、少くとも《haricotiers》³¹⁾の所有に属している。この種の牧草地は、ノルマンディとボーヴェジとの間の古くからの境界であるエプト川に近づくにつれて、次第に益々その数を増す。これらの牧草地は、その呼称それ自体によってかなり良く顕らかにされるように、3種の起源をもっているように思われる。原則として、《今は人の住んでいないあばら屋》(masures non amasées) は、嘗ては家々が建てられていた《空地》を現わす。それは、従って、輪作の強制を免れている。人々はそれを、殆んど常に、《植込みと草地》(plant et pâturages) に変えたのである。園地 (les courtils ou jardins) もまた囲繞されており、ボーヴェジ地方南部では、北部では知られていない程の規模をもっている。(北部におけるように) 半ミン³²⁾の広さではなく、3, 4, 5ミン、すな

31) 1組以上の役畜を所有している裕福な農民であるラブルールと、貧農である manouvrier との中間の階層を、この地方ではこのように呼んでいた。

32) mine とは旧制度のフランスの容積単位 (約78リットル) である。播種量による面積の表示であろう。

30) 1866年のフランス『農業アンケート』のアルザス編、本誌第44巻、第2・3号所収の「資料」参照。

わち 1 ヘクタール半近くの広さのあるものさえ見られる。藁ぶき家の隣りに野菜畑と麻畑、そこからもう少し離れたところに小牧草地とリンゴ園、これが、ブレー地方の部落の周辺にみられる、半ばノルマンディ風の景観である。17世紀の地籍図と 18 世紀のそれとの比較検討は、牧草地が園地から出発して増えていることの論証に導く。きわめて頻繁に、園地に接する土地片がそれに合体され、それを囲込まれた牧草地に変えていったに相違ない。……

ブレー地方で《coustumes》と呼ばれている共有地 (les communaux) が、牧草地の最後のカテゴリーを構成する。その並々ならぬ広さとその利用の共同体的性質とがその価値をなす。なぜなら、これらの《共有地》のすべては、質の乏った土地にしか拵がっていないからである。……こうした数多くの広大な共有地の主たる利益は、その殆んど無料であることである。一拵の燕麦、数ソルと評価された一羽の《焼きめんどり》、そうしたものが、大部分の共有地を利用するために土地所有者である領主に納めれば足りる年々の賦課であった。』³³⁾

(七)

次に、アンドレ・J・ブルードの前出『18世紀のフランスにおける農学と農学者たち』の第Ⅺ章第B節第Ⅲ項、「カルリエの大調査と毛織物工業の問題」に拠って、フランスの北半分の諸地方 (France septentrionale) における、18世紀末の牧羊業の状態を概観しておこう。カルリエは財務総監ベルタンの命をうけてフランスの諸地方を視察して廻り、1762 年から 1766 年にかけての牧羊業、羊毛商業、及び毛織物工

業の状態に関する貴重な記録を遺しているが、この項の叙述は、主としてこのカルリエの報告を基礎にしたものである。

なお、フランスの北半分を占めるこれらの地方での羊の飼育にとって、最大の問題は、いわゆる移牧 (transhumance) によって夏期を山岳部の放牧地で過す南半分のフランス (France méridionale) のそれとは違って、夏の飼料をどうするかということであった。そこに穀物が生えている夏の終わりまでの間、畑には家畜の立ち入りが禁じられるわけであり、その間、あまりにも不十分な牧草地だけによってその飼料をまかなわねばならない。北半分のフランスの羊にとって、夏こそはまさに飢餓の時期 (la période de disette) であった。これに反して、「羊たちは、飼料の可能性がより大きいために、冬季には、より良い暮しをし苦しむことはより少ない。』³⁴⁾

「ポワトゥ地方。ポワトゥ地方は羊の飼育に基礎をおいた活潑な商業 (モンモリオン及びビシュレーの両市場) の中心である。この地方は、隣接の諸州であるポルドレ、ツーレーヌ、サントンジュ、ブルターニュ、メーヌ、及びノルマンディの一部にむけての子羊の供給者であり、同様にまた、オルレアネ地方の肉屋やイル・ド・フランス地方の商人たちに肉を供給する。最良の羊毛がそれをヴィル町産の羅紗に織りあげるノルマンディ人にむけて販売される。……

ブルターニュ地方。ブルターニュ地方の人々は、好んで牛、牝牛及び去勢しない牡牛の方を向いており、《彼らの羊の飼育にあまり熱心ではなく、羊は彼らに可能なままの生活を送っている。》若干の村々は、羊を、それが牛に被害を与えることを危惧して、共有地から排除して

33) グーベール、前出書、pp. 115—117

34) アンドレ・J・ブルード、前出書、p. 840

いる。……

メーヌ地方及びアンジュー地方。これは、麦ないし燕麦、バターないしは約束によるその他の食料品、あるいは賦役によることさえある若干の賦課の支払いを代償に、その周辺に住む人々にそこで家畜に草喰みさせることを許す、土地領主ないしは個人の所有に属する、荒野や放牧地が一ぱいある、圍繞耕地の地方である。地方による変動はあるが、この地方における羊の頭数は多く、羊毛工業は重要である。……

ベリィ地方及びソーレーヌ地方。ソーレーヌ地方は、羊毛を目的とした羊の飼育と（アンボワーズ及びサン・テナンのそれは別にした）製造業に関して深刻な衰退状態にあるが、ベリィ地方は、逆に、最も重要な生産の中心地の1つである。羊は、ベリィ地方においては、休閒地ないしは播種前の畑での放牧のほかに、子羊から肥育羊に至るまでの、単なる羊飼育から牝羊や子羊だけの飼育に至るまでの、あらゆる飼育を行なうことが可能であるところの、広大な“brandes”，“brennes”，ないしは“varennes”を見出す。……ベリィ地方で産出された羊毛の僅かに1/5だけが現地で消費され、残余は、オルレアン、ノルマンディ、シャンパーニュ、ピカルディ、及びフランドルの商人たちによって買取られる。……ベリィ地方は、それゆえ、羊毛生産の、とりわけ移出の見地からみての重要な中心地である。……

ソーレーヌ地方とガティネ地方。ソーレーヌ地方では、この地方がそれで一ぱいになっている荒れたままの未墾地やヒース地の中にある、羊にとっては好都合な、が然し不十分な放牧地が、規模の大きな飼育を可能にする。土地所有者たちは、然し、彼らの子羊の大部分を、ロワール河谷地方、ボース地方、およびガティネ地

方の飼育者に売却する。こうした定数以上の羊の商業は、ソーレーヌ地方の経済の1つの活潑で重要な要素であって、間に多数の中間業者が従事する。……

ボース地方とベルシュ地方。ソーレーヌ地方やガティネ地方とは反対に、ボース地方は、耕作者たちが、《収穫物を取入れる世話と、放牧地や飼料がそれを養うことを可能にする限り出来るだけ多くの羊を飼う世話との間に、……その身を平等に合け合っている》、飼育の地方である。品種は、ここではその数が多くバラエティに富んでおり、羊毛の質は劣る。……

シャンパーニュ地方とブリ地方。シャンパーニュ地方とブリ地方では、耕作地、牧草地、ヒース地の広さが、多数の羊群の飼育を容易にしている。……200頭ないし1,000頭からなる強大な羊群（それを構成するそれぞれの部分はその所有者の保有地面積に比例している）が、シャンパーニュ地方（レテル、モン・コルネ・アン・ティエラーシュ、スィップ、マシオール、ジョワンヴィル）、及びブリ地方（クレシィ、ボンボンヌ、クーロミエ）の多数の市における活潑な商業の対象である。ブリ地方の羊毛は、モー、クレミィ、ラニィ、ロゾン、ナンジィ、ブリ、コント・ロベール、及びムランの倉庫を経由して、ピカルディ地方、ルアン、アミアン及びボーヴェにむけて移出される。シャンパーニュ地方は、これに反して、この地方をして第一級の重要性をもった地方たらしめている毛織物工場の数と質によって重要である。これらの工場は、中および並質の地方産羊毛と、スペイン、ベリィ及びソーレーヌ、ドフィーネ及びブルゴーニュ、ブルボネ、フランシュ・コンテ及びアルデンスから運ばれて来た上質の羊毛を利用する。……

ノルマンディ地方。この地方は豊かな牧畜地方であるが、そのきわめて重要な製造工場をまかなうに充分なだけの羊毛も、充分なだけの上質の羊毛も、自ら生産することから程遠い。若干の地方は、ポワトゥ、フランドル、エーノウ、及びアルトワから移入された痩せた家畜を、食肉用に肥育することに専門化している。オージュ地方やコウ地方がそうである。肥沃な牧草地や優良牧草地のほかに、それでもなお不十分なので、《耕作者たちは、肥育用及び飼料用の牧草地の不足分を、大麦や燕麦の穀粒にクローバーの種子を交えて耕地に播種することによって補う。これらのクローバーは、大麦や燕麦が刈取られて持去られた後に生え、羊にそれをどの程度の量まで喰べさせるかに応じて、飼料ないしは肥育に役立つ栽培牧草地を形成する。》……

ピカルディ地方。ピカルディ地方は、羊群の飼育及び羊毛の生産の見地からみて特別に興味のある州であるが、同時にまた重要な織物工業の中心地である。……耕作者は、カントンの異なるにに応じて、200頭から1,000頭にもにのぼる大きな羊群に結集され、とりわけ羊毛の生産に従事する。ノルマンディ地方とは逆に、肥育に専門化した地域は存在しない。』³⁵⁾

(ハ)

同じ羊でも、南部フランスを含む南部ヨーロッパ一帯の羊の飼育は、前にみたイギリスや北部フランスにおけるものとは全く異った影響を、その地域の農業や社会の構造に与える。然し、この地域の牧羊業を考察する際に常に登場

する、スペインのいわゆるメスタ (mesta) に関しては、それに関する記述が多くの書物³⁶⁾に見られるので、ここでは取上げない。

南部フランスの牧羊業については、差し当り、マルク・ブロック著、河野健二・飯沼二郎訳、『フランス農村史の基本性格』(創文社、昭和34年)からの次のような引用で充分であろう。

「プロヴァンスでは、太古から、家畜移動が行なわれていた。しかし13世紀以後、毛織物業の進展と食肉を必要とする都市の発達のために、この千年来の慣行の経済的重要性は増すばかりであった。家畜群はたいいてい、家畜を所有するか、あるいはそれを請負った富裕な人々によって形成された。春には、耕作者が、非常にきびしい罰のもとに、耕地の中にあけておかねばならなかった広い急造道路——「カレル」carreires——にそって、家畜群は、周囲にもうもうたるほこりをたてながら、高地の放牧場に上って行った。このほこりにちなんで、家畜に課せられた通行税は「塵埃税」pulvéageという絵画的な名前によべられた。秋になると、この家畜群は再びくだってきた。そしてそのとき、かれらは収穫後の耕地に分散した。なぜなら、大牧羊業者は、共同放牧を利用していたからである。かれらは、ある場合には、自らその土地の出身であって、住民として放牧権をもっていたし、またある場合には、借金を負った共同体や、さらにひんぱんには農民の抗議にもかかわらず金に困っている領主から、放牧権を賃借していた。こうして、かつては小集団の各成員に、生活に不可欠の家畜飼養を保証するため

35) アンドレ・J・ブールド、前出書、pp. 841—853

36) 例えばB・H・スリッヘル・ファン・パートの『西ヨーロッパ農業発達史』の207頁から209頁を参照。

に考えだされたこの古風な慣行は、今や少数の大牧羊業者——サロンの大牧羊業者が自称したところによれば、《高貴にして思慮深き人々》——の利益に奉仕するようになり、かれらの羊がすべてを食いつくした。耕作者は耕地の形のおかげで、かれら自身の刈跡で十分家畜の放牧をつづけることができたし、その上、荒蕪地から十分な草の補充がえられたので、もはやかれらの財産を移動家畜のおそろべき歯牙にけるに役立つにすぎない共同放牧を廃止した。プロヴァンスにおける古い共同放牧制度の廃止は、資本家にたいする小生産者の闘争と同時に、牧羊業者に対する耕作者の果てしない闘争——あるいは、遊牧者に対する定住者の闘争ということもできるだろう——、の1つのエピソードであった。³⁷⁾

「古い慣行の制限にたいする真の反対は、いちじるしく有力な階層から、すなわち大牧羊業者、《ヌリギエ》nourriguiersから現われた。たとえばサロンでは、ほかならぬかれかが、本来の顧客ともいふべき肉屋に支持されて、自治体がその領主であるアルルの大司教から耕地共同放牧の全廃をみとめられたのち、数年にわたって改革の実施をさまたげたのであった」³⁸⁾

なお、フェルナン・ブローデルとエルネスト・ラブルース監修の『フランス社会経済史』第三卷第二分冊 (FERNAND BRAUDEL et ERNEST LABROUSE, Histoire économique et sociale de la France, tome III, second volume) は、フランスの羊について次のように述べている。

「羊は、西部、北部及び東部、ヴォージュ山脈からオート・アルプ地方にかけては比較的まばらに存在したが、パリ盆地、中部山岳地帯、及びランド地方からラングドック及びプロヴァンスにかけての南部フランス全体に、とりわけ多数であった。地中海沿岸諸地方では、この家畜の飼育は、牧草地を焼き殺す夏季の乾燥のために、山岳部と密接に結びついていた。牧動牧畜が、夏季にはロゼールの山々に登る300,000頭の羊を下・ラングドックに、南部アルプスを占領する500,000頭を下・プロヴァンスに、移動させる。それは、山麓の受入れ地方に、見張りの費用や牧養場の賃貸料とかの金銭での収入や、ライ麦の栽培に不可欠の《移動柵の夜々》によってもたらされる肥料やをもたらす。この《フランス版メスタ》は、この世紀の中葉にその最盛期を経験した。」³⁹⁾

37) マルク・ブロック、前出書、279頁

38) マルク・ブロック、前出書、278頁

39) 前出『フランス社会経済史』第三卷、第二分冊700頁